住所　大阪市生野区勝山南４丁目13番20号
高智幸　昭和59年11月24日生
申園子　昭和58年11月24日生
高麻由　平成29年２月12日生
住所　神戸市中央区脇浜町２丁目10番31―209号
金亮太　平成２年１月19日生
住所　埼玉県蕨市南町３丁目５番18号
龔旭　昭和59年２月４日生
住所　埼玉県越谷市元柳田町９番32号
張超　昭和60年９月20日生
住所　東京都渋谷区笹塚１丁目７番13号
黄清美　昭和23年３月４日生
住所　東京都新宿区西早稲田２丁目19番26号
張昕彤　平成元年１月28日生
住所　静岡市葵区瀬名３丁目34番63号
ロジャー・サカモト　昭和45年２月８日生
ジャネ・チエミ・マエノ　昭和47年９月29日生
アリネ・マエノ・サカモト　平成20年１月13日生
住所　仙台市若林区荒井南28番地５
崔正烈　昭和42年５月16日生
李英子　昭和48年３月27日生
崔賢哲　平成８年５月14日生
崔賢智　平成18年５月31日生
住所　大阪市生野区田島１丁目10番29号
文和年　昭和59年１月５日生
住所　大阪市天王寺区小橋町12番２―504号
安晃司　平成３年10月21日生
住所　東京都大田区大森北５丁目１番２号
朴成載　昭和26年９月８日生
趙外連　昭和28年12月７日生
住所　東京都大田区大森西２丁目11番６号
朴龍仙　昭和60年７月26日生
住所　東京都足立区綾瀬３丁目21番６号
コンドカル・エムディ・マハムドウル・ラハマン　昭和49年１月１日生
住所　長野県茅野市宮川4116番地１
ダニエル・マツモト・オウリベス・フローレス　昭和58年12月２日生
住所　秋田県大仙市太田町斉内字大久保216番地
金紅松　昭和45年11月６日生
住所　愛知県尾張旭市向町１丁目11番地25
張艷　昭和59年12月９日生
住所　大分県中津市大字上如水1449番地６
林幸美　昭和35年３月15日生
住所　千葉県船橋市行田２丁目２番５―808号
涂建文　昭和60年５月13日生
住所　東京都文京区小石川３丁目27番16―804号
李楊　昭和37年12月19日生
住所　仙台市青葉区小松島２丁目８番14号
エピジン・アスプリア・エスゲラ　昭和59年５月21日生
住所　長野県下伊那郡喬木村7048番地
平万栄　平成２年２月16日生
住所　沖縄県名護市字真喜屋1515番地
ヨーコ・エスター・シェファー　昭和27年２月26日生
住所　山形市桜田西４丁目９番３号
韓泰詠　昭和49年１月13日生
住所　福島県伊達市保原町字泉町90番地８
盧丙竜　平成２年６月７日生
住所　山梨県甲州市勝沼町菱山2641番地
鹿傑　昭和54年12月21日生
住所　福島市太田町14番38号
肖興華　昭和53年５月15日生
住所　山形県新庄市大字本合海373番地13
張敬愛　昭和29年３月11日生
住所　岐阜県羽島郡岐南町伏屋４丁目180番地
ビッキー・アベラーノ・マツバラ　昭和38年９月８日生
住所　東京都昭島市緑町１丁目18番21号
シャラドゥ・クマル・バウディヤル　昭和41年５月25日生
住所　秋田県能代市字坊ケ崎36番地11
チャリーナ・ヴィリエガス・オオツカ　昭和45年３月16日生
住所　滋賀県大津市大萱１丁目20番20―1301号
宋学成　昭和53年１月19日生
住所　長野県佐久市中込2293番地17
王幸彦　平成４年７月24日生
住所　東京都台東区根岸５丁目16番５―505号
カミヤ・カミヤ・アウグスト　昭和32年８月２日生
住所　山形県最上郡大蔵村大字南山1158番地
韓艷平　昭和57年11月８日生
住所　徳島市南矢三町３丁目４番45―111号
李有美　平成６年５月12日生

○外務省告示第二百六号

平成二十九年五月三十日にヤウンデで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がカメルーン共和国政府との間に行われた。

平成二十九年六月十二日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもつて啓上いたします。本使は、カメルーン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とカメルーン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　五十八億九千四百万円（五、八九四、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ヤウンデ―ブラザビル国際回廊整備計画（ミントム―レレ間）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従つて、カメルーン共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、カメルーン共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によつて規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・三パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後七年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、カメルーンの実施機関が調達適格国の供給者又は請負業者に対して行う支払であつて、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　カメルーン共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がアフリカ開発銀行、アフリカ開発基金及びＪＩＣＡによるアフリカのための協調融資促進制度の実施のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従つて調達されることを確保する。

5　カメルーン共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限をも課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してカメルーン共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためカメルーン共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　カメルーン共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してカメルーン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者又は請負業者として活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してカメルーン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者又は請負業者として活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してカメルーン共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者又は請負業者として活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してカメルーン共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

8　カメルーン共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保すること。